

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年1月30日認可した。

令和7年2月7日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川東1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上田井長田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（機械揚水改修事業）佐文地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）夏目池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西部3地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新目地区